

事業者の皆様へ

火災予防の手続には

電子申請 が便利です



電子申請のメリット

いつでも

24時間365日、時間を問わず申請が可能です。

どこでも

パソコン・タブレットから、場所を問わず申請が可能です。

コスト削減

申請、届出に係る用紙が不要となります。
移動時間、待ち時間が不要となり、交通費や人件費が削減できます。

従来から申請可能な手続

- | | |
|-----------------------|--------------------------|
| ① 消防計画作成（変更）届出 | ⑥ 自衛消防組織設置（変更）届出 |
| ② 防火・防災管理者選任（解任）届出 | ⑦ 消防用設備等（特殊消防用設備等）設置届出 |
| ③ 全体についての消防計画作成（変更）届出 | ⑧ 消防用設備等（特殊消防用設備等）点検結果報告 |
| ④ 防火対象物点検結果報告 | ⑨ 工事整備対象設備等着工届出 |
| ⑤ 統括防火・防災管理者選任（解任）届出 | ⑩ 防災管理点検結果報告 |

令和7年11月から新たに以下の手続が電子申請可能となりました。

新たに申請可能となった手続

- | | |
|---|-----------------------------|
| ⑪ 圧縮アセチレンガス等の貯蔵又は取扱い開始（廃止）届出 | ⑬ 少量危険物・指定可燃物貯蔵・取扱い届出 |
| ⑫ 特例承認申請 | ⑭ 少量危険物・指定可燃物貯蔵・取扱い廃止届出 |
| ⑬ 防火対象物使用開始届出 | ⑮ 管理権原者変更届出 |
| ⑭ 炉・厨房設備・温風暖房機・ボイラー・給湯湯沸設備・乾燥設備・サウナ設備・ヒートポンプ冷暖房機・火花を生ずる設備・放電加工機設置届出 | ⑯ 消防法令適合通知書交付申請 |
| ⑮ 変電設備・急速充電設備・燃料電池発電設備・発電設備・蓄電池設備設置届出 | ⑰ 住宅宿泊事業の届出に伴う消防法令適合通知書交付申請 |

※申請可能な手続は、随時追加予定です。



お問い合わせ先

志摩市消防本部 予防課

TEL : 0599-43-2406（直通）平日8:30~17:00